

あっせん状況について

平成20年6月
日本証券業協会

平成19年10月 から平成19年12月 までの間に、あっせん委員により終結した事案は 40 件である。
当該終結事案件数のうち、和解件数は 18 件、不調打ち切り件数は、 20 件、取下げ件数は、 2 件であり、申立件数は 41 件であった
また、和解事案の内訳は【1. 勧誘に関する紛争】 6 件、【2. 売買取引に関する紛争】が 5 件、【3. 事務処理に関する紛争】が 1 件、
【4. その他の紛争】が 6 件となっている。その内容は、次のとおりである

紛争の区分 紛争の内容	性別 年齢	商品区分	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	紛争解決の状況
勧誘に関する 紛争 誤った情報の 提供	男性 48歳	投信	<p><申立人の主張> 担当者は、外国投資信託の購入に際し、約定価格は約定日翌日の外国市場の終値を基準として決定するという説明を行った。 しかし、実際には、当日の外国市場の終値を基準として決定されていることが判明した。 担当者の誤った説明によって被った損失12万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者の社内記録からの証拠と申立人の主張に大きな隔りがある。 担当者は、申立人に対して、基準価額の決定日について十分な説明をしていることから、申立人の請求に応じることはできない。</p>	平成19年11月、あっせん委員は、被申立人に法的な責任があるとまでは認められないものの、担当者の説明が適切な内容でなかった可能性は否定できないと判断し、申立人に39千円を支払うことで【和解成立】
勧誘に関する 紛争 誤った情報の 提供	男性 44歳	株式	<p><申立人の主張> 新規公開株式に関するブックビルディング期間中に需要申告をした。 需要申告した全ての数量について当該株式の買付けが可能となった。 当該株式の買付けを躊躇していたところ、担当者からブックビルディングにおいて非常に競争率が高かったという虚偽の説明をうけたため、当該株式を全て買い付けることとしてしまった。 これにより被った損失99万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人の主張は全面的に認めることとし、当該取引を取り消しに応じる。</p>	平成19年11月、申立人の主張する事実関係を被申立人が全面的に認めたことから、申立人に99万円支払うことで【和解成立】
勧誘に関する 紛争 誤った情報の 提供	女性 76歳	投信	<p><申立人の主張> 担当者に投資信託の売却注文の取消しを依頼したにもかかわらず、担当者のミスにより、当該注文の取消しが行われなかった。 これにより被った損失172万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者が売却注文の取消しを行わなかったミスは認める。 申立人の請求金額は、当初の買付代金に対する売却損失であることから、これを認めることはできない。</p>	平成19年12月、あっせん委員は、事実関係に係る双方の争いはなく、申立日前後3日間の平均価格と誤って売却した価格との差額63万円を申立人に支払うことで【和解成立】
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	女性 58歳	債券	<p><申立人の主張> 外貨建外国国債を途中売却した場合、譲渡益は課税されないとの説明を担当者から受けたため、当該債券を購入した。 実際には譲渡所得として総合課税されることを知った。 当該債券に係る税制について正しい説明を受けていれば購入しなかったことから、原状回復として1,150万円の賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人の主張を認める。</p>	平成19年12月、被申立人は、担当者が当該外国債券の途中売却時の税制について誤った説明を行ったことを認めるとともに、申立人が当該外国債券を売買した理由は、税金面だけではないことも考えられることから、被申立人の負担軽減を求めたところ、申立人に1,092万円支払うことで【和解成立】

紛争の区分 紛争の内容	性別 年齢	商品区分	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	紛争解決の状況
勧誘に関する 紛争 適合性の原則	女性 64歳	株式	<p><申立人の主張> 担当者は、証券取引に関する知識に乏しい申立人に対して無断で、申立人の意図しない 売買を繰り返した。 よって、被った損失1,000万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人の主張する無断売買の事実はなく、申立人の請求に応じることはできない。</p>	<p>平成19年11月、あっせん委員は、次の見解を提示し、申 立人に250万円支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> ・担当者は、申立人に対して取引一任勘定取引の契約締 結を持ちかけたことが認められる。 ・一方、申立人は、取引報告書等が送付されておきながら、 何ら担当者に抗議するなどを行なわなかった過失がある。</p>
勧誘に関する 紛争 適合性の原則	男性 82歳	株式	<p><申立人の主張> 担当者は、申立人に無断で申立人の口座を使って売買を行った。 これに伴う損失44万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 全て申立人による発注であり、担当者の無断売買の事実はない。 また、苦情等何ら異議の申立ては、これまでなかった。 以上により、申立人の請求に応じることはできない。</p>	<p>平成19年12月、あっせん委員は、次のとおり見解を提示 し、当事者双方に互譲を求めたところ、10万円を申立人に 支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> ・高齢である申立人の取引停止の依頼を担当者は一旦承 諾していることから、担当者に善管注意義務を尽くしたとは いい難く、被申立人にその使用者責任がないとまでいえない。</p>
売買取引に関 する紛争 売買執行ミス	男性 64歳	投信	<p><申立人の主張> 保有している投資信託の売却を担当者に指示したにもかかわらず、売却を執行しなかつ た。 再度売却を担当者に指示したところ、売却執行がなされた。 担当者の売却執行ミスに伴い被った損失24万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者が売却注文を受けた事実はない。 よって、申立人の請求に応じることはできない。</p>	<p>平成19年10月、あっせん委員は、被申立人において注 意義務を怠ったものであることが認められ、18万円を申立人 に支払うことで【和解成立】</p>
売買取引に関 する紛争 売買執行ミス	男性 67歳	株式	<p><申立人の主張> 担当者が申立人の承諾もなく弁済期日後に現引きし、当該株式を売却し売却損が発生し ていることが判明した。 担当者が申立人の承諾もなく未決済建玉を現引きし売却したことにより被った損失19万円 について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人の主張を概ね認めることとし、弁済期日当日の寄付値段で決済されたものとして補 償金額を算定し支払うこととしたい。</p>	<p>平成19年11月、あっせん委員は、当事者双方に互譲を 求めたところ、申立人及び担当者から事実関係を聴取した うえ、和解金額を再計算し、申立人に22万円支払うことで 【和解成立】</p>
売買取引に関 する紛争 無断売買	女性 70歳	株式	<p><申立人の主張> 担当者は、安全性の高い商品を希望していたにもかかわらず、勧誘した商品が株式ではな いと誤認を与えながら取引を行わせた。 これは無断買付けと考えることから、当該株式の買付代金223万円を返還してもらいたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人が購入した株式は、申立人の承諾を得たうえで買い付けたものであることから、申立 人の請求に応じることはできない。</p>	<p>平成19年11月、あっせん委員は、安全運用を求める申立 人の意向に対し、株式の勧誘後、2年間説明責任を放棄し てきた被申立人に過失があるとし、当事者双方に互譲を求 めたところ、申立人に28万円を支払うことで【和解成立】</p>

紛争の区分 紛争の内容	性別 年齢	商品区分	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	紛争解決の状況
売買取引に関する紛争 無断売買	女性 72歳	株式	<p><申立人の主張> 新興市場銘柄について担当者から十分な説明をうけないまま、550万円を口座に振り込んだ。取引の間、担当者から何の連絡もなかった。結果として428万円の損失が発生した。自分にも非があるため、損失額の半分である200万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者は、申立人の承諾を得てから売買を執行しており、申立人に対して取引報告書も送付しており、取引内容を認識することはできた。しかし、一部、担当者の転勤の引継等の連絡不足があったことは認める。</p>	<p>平成19年11月、あっせん委員は、次の見解を提示するとともに、被申立人においては、担当者の過失を認め、和解金額について当事者双方が互譲した結果、申立人に150万円を支払うことで【和解成立】</p> <p><あっせん委員の見解> ・株式取引経験のない申立人に対して新興市場銘柄を勧誘することは適合性原則に反するものと考えられる。</p>
売買取引に関する紛争 無断売買	女性 57歳	株式	<p><申立人の主張> 担当者が行った無断売買によって被った損失2,000万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人の主張する担当者による無断売買の事実はない。よって、申立人の請求に応じることはできない。</p>	<p>平成19年12月、あっせん委員は、当事者双方に見解を提示し互譲を求めたところ、900万円を申立人に支払うことで【和解成立】</p> <p><あっせん委員見解> ・担当者による無断売買については認められないが、過当取引の存在は推認される。 ・申立人は当該過当取引の事実を知り得たことから相当の過失があったことが認められる。</p>
事務処理に関する紛争 事務処理ミス	男性 53歳	株式	<p><申立人の主張> インターネットを通じた株式の信用取引の新規買建約定が成立したが、新規買建ができない状態であったことから本来約定するはずではなかった。後日、被申立人から、当該約定は誤りである旨の連絡があった。新規買建注文を無効とし、原状回復するため513万円の損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人の主張するとおり、約定したという誤った表示を行った非を認める。しかしながら、申立人は既に新規買建した株式を現引きして保有していることから、申立人の請求に応じることはできない。</p>	<p>平成19年11月、あっせん委員は、次の見解を示し当事者双方に互譲を求めたところ、申立人に30万円支払うことで【和解成立】</p> <p><あっせん委員の見解> ・被申立人は、本来受託することができないはずの注文を受付け、当該注文の執行及び約定をさせており、当該注文取引の取消等を行うことができるという誤った内容を提示していた。 ・一方、申立人は、現引きしたうえ、売却できるにもかかわらず現物株として保有していたという過失がある。</p>
その他の紛争 詐取・横領	女性 75歳	株式	<p><申立人の主張> 担当者は保有株式の無断売買を行った。また、投資資金として渡した金銭を当該担当者に交付したところ詐取された。無断売買及び詐取によって被った損害合計439万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人の主張についての大部分については認める。しかし、申立人は、取引報告書などを確認することができたことから、相当程度の過失があるものとする。</p>	<p>平成19年10月、あっせん委員は、担当者による無断売買及び詐取の事実を確認するとともに、申立人にも相当の過失があるものと判断し、申立人に160万円を支払うことで【和解成立】</p>

紛争の区分 紛争の内容	性別 年齢	商品区分	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	紛争解決の状況
その他の紛争 詐取・横領	女性 32歳	株式	<p><申立人の主張> 担当者から証券取引の勧誘をされたため、現金を手渡したところ、詐取された。詐取された190万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 申立人が提出した証拠書類は当社のものでなく、申立人が主張する事実関係の確認ができない。 よって、申立人の請求に応じることはできない。</p>	<p>平成19年10月、あっせん委員は、当事者双方に見解を提示し、申立人が担当者から受け取った10万円を差し引いた180万円を支払うことで【和解成立】</p> <p><あっせん委員の見解> ・証券知識が全く無い申立人に対して被申立人の使用人である担当者が申立人から190万円を詐取したことが認められることから、申立人に対して過失を問うことはできない。 ・被申立人には、その使用人である担当者が証券外務行為として申立人に損害を与えたことに対する使用者責任が認められる。</p>
その他の紛争 詐取・横領	女性 67歳	株式	<p><申立人の主張> 投資信託の購入をしていたつもりであったが、当該投資信託の受益証券が偽造証券であることが判明した。 担当者に騙されたことによって被った損失496万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者死亡のため事実関係を確認できない状況ではあるが、担当者が生前残した遺書等により詐取の事実を認めており、あっせんによる解決を図りたい。</p>	<p>平成19年11月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、申立人に403万円を支払うことで【和解成立】</p> <p><あっせん委員の見解> ・被申立人には、その外務員の証券外務行為として申立人に損害を与えたことについて使用者責任があると考えられる。 ・一方、申立人は、証券取引に係る必要書類の確認をしなかった過失があるものと考えられる。</p>
その他の紛争 詐取・横領	女性 68歳	その他	<p><申立人の主張> 担当者の勧誘により、株式、投資信託に関する買付代金を担当者に渡したところ、当該金銭を詐取された。 詐取された金銭1,423万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者死亡のため、事実関係の確認ができないが、当該担当者の遺書には申立人に損害を与えたことを示唆する内容が記載されていたことから、あっせんによる解決を求めることとしたい。 一方、取引報告書等の確認を申立人が怠った過失を求めたい。</p>	<p>平成19年11月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、申立人に1,352万円を支払うことで【和解成立】</p> <p><あっせん委員の見解> ・被申立人には、その外務員の証券外務行為として申立人に損害を与えたことについて使用者責任があると考えられる。 ・一方、申立人は、証券取引に係る必要書類の確認をしなかった過失があるものと考えられる。</p>
その他の紛争 詐取・横領	女性 38歳	その他	<p><申立人の主張> 担当者の勧誘により、株式に関する買付代金を担当者に渡したところ、当該買付代金の一部を詐取された。 詐取された金銭248万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者死亡のため、事実関係の確認ができないが、当該担当者の遺書には申立人に損害を与えたことを示唆する内容が記載されていたことから、あっせんによる解決を求めることとしたい。 一方、取引報告書等の確認を申立人が怠った過失を求めたい。</p>	<p>平成19年11月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、申立人に236万円を支払うことで【和解成立】</p> <p><あっせん委員の見解> ・被申立人には、その外務員の証券外務行為として申立人に損害を与えたことについて使用者責任があると考えられる。 ・一方、申立人は、証券取引に係る必要書類の確認をしなかった過失があるものと考えられる。</p>

紛争の区分 紛争の内容	性別 年齢	商品区分	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	紛争解決の状況
その他の紛争 詐取・横領	男性 57歳	株式	<p><申立人の主張> 担当者は、預託を依頼した株券を流用した。 これによる原状回復のため、1,275万円について損害賠償を求めたい。</p> <p><被申立人の主張> 担当者死亡のため、事実関係の確認ができない。 無断流用については、取引報告書等に異議の申立てはないことから、申立人の主張には 応じられない。</p>	<p>平成19年12月、あっせん委員は、損害額の再計算等を行った上、以下の見解を提示し、双方が同意したことから、200万円を申立人に支払うことで[和解成立]</p> <p><あっせん委員の見解> ・被申立人には、その外務員の証券外務行為として申立人に損害を与えたことについて使用者責任があると考えられる。 ・一方、申立人は、証券取引に係る必要書類の確認をしなかった過失があるものと考えられる。</p>